平成 29 年度「知事と市町長の1対1対談」(木曽岬町)概要

1 対談時間

平成 29 年 11 月 20 日 (月) 13 時 00 分~14 時 00 分

2 対談場所

木曽岬町役場(桑名郡木曽岬町大字西対海地 251 番地)

3 対談市町名

木曽岬町(木曽岬町長 加藤 隆)

4 対談項目

- (1) 木曽岬干拓地への企業誘致について
- (2) 道路ネットワークについて
- (3) 町内に点在する自動車解体施設等(ヤード)に対する一体的対策の実施について

5 対談概要

(1) 木曽岬干拓地への企業誘致について

(木曽岬町長)

木曽岬干拓地のわんぱく原っぱは、供用開始してから間もなく5年が経過し、平成30年5月には待望の都市的土地利用が可能になりますが、現場の方はまだそのままであり、企業誘致に向けてしかるべき整備、受け入れる体制が必要だろうと思っています。一番強く望んでいる企業誘致については、私どもも努力はしており、県においてもそれぞれご尽力をいただいていることをお聞きしておりますが、なかなか具体的に明るい話が出てこず、町民の皆さんが本当に首を長く待ち望んでいます。

木曽岬干拓地については、あまり良い思い出がなく、造成時も漁業者の皆さんに大変苦しい中でご協力をいただき、先人たちが汗や土にまみれながら造り上げたのに、経済の波にうまく乗らなかったという背景もあるのでしょうが、何れにしても残念な状況が続いておりました。

しかし、鈴木知事が就任されてから、メガソーラー誘致という非常に大きな第一歩を記していただきました。それ以降、私どもとしては、第一歩はあくまで暫定的ですから、次にどんな事業が始まるのか、次にどんな企業さんに入っていただけるのかが、メガソーラーの第一歩の評価にも繋がると思っていますので、平成30年5月をもって可能となる都市的土地利用について、知事のお考えや所見をお伺いしたいと思います。

(知事)

木曽岬干拓地北側の都市的土地利用は、平成30年5月からスタート 出来ますので、平成30年度は、用地測量や基盤整備に必要な調査設計 をするべく、予算の確保に向けて努力したいと思います。もちろん議 会を通していただかないと進めませんが、企業誘致を絶対成功させる ために、用地測量、基盤整備の必要な設計を来年度しっかりスタート しなければならないと思っております。

その前段として、平成 27 年 3 月に木曽岬干拓地土地利用検討協議会で合意した土地利用計画に沿って、どういう企業誘致の条件にしていくか、伊勢湾岸道路沿い等の企業立地が進んでいる弥富市さんなどの事例を参考に、募集条件の整理を行っていきたいと思います。同時に、必要な法手続きの確認や、道路などの公共施設整備の手法、時期を木曽岬町さんと引き続き協議を行っていきたいと考えています。

一方、木曽岬干拓地は全域が市街化調整区域となっており、基本的に企業立地が不可能な地域であることから、この市街化調整区域の地区計画を木曽岬町さんで作っていただく努力をしていただいておりますので、私達も一緒になって、この地区計画の策定に向けて協力、努力をしていきたいと思います。

私もスケジュールの線を引きながら何度も担当部局と議論していますが、まだ、明るいニュースにはつながっていませんので、案件の発掘などにも引き続き取り組んでいきたいと思います。何れにしても、いつそういう案件があってもいいように、申し上げたような手続きをしっかり進めていく必要があると思っています。

(木曽岬町長)

メガソーラーより南側の土地については、チュウヒの営巣状況から新たな環境アセスメントを保留しています。慎重に時間をかけてということは、私どもも理解はしましたが、更にこれ以上と言うのは、私はいかがなものかと思っております。やはりチュウヒとの共存共栄を図りながら、どういった形で土地利用が実現していけるか、県としてもしっかりとお考えいただき計画どおり粛々とアセスメントを実施していただきたいと思っています。

(知事)

チュウヒと共存しながらという方法が有ればと思う一方、今年の9月に「種の保存法」に基づく国内希少動植物種に指定され、自然保護団体の皆さんからの木曽岬干拓事業に対する推進体制への強の中で、例えば愛・地球博の会場整備や、藤前干潟の埋め立て事業などでている状況にありまず。他県の過去の大規模な事業などでで、自然保護団体からの反対意見で計画の大幅変更や事業なってからとは当然の反対意見で計画の大幅変更や事業なってかり、でいるりますので、もちろん、共存しながらということは当然のことでありますので、もちろんのも重要であると思っていからにする進め方というのも重要である方と思っているからにする進めることでファクトを積み上げ、ないる方とでき、調査を進めることでファクトを積み上げ、ないます。困難な状況も視野に入れながられただき、調査を進めることでよく考え、少しずつでも前やって進めていけばいいかということをよく考え、少しずつでも

に進めていく努力をしなければならないと思っています。

(木曽岬町長)

藤前干潟や愛・地球博の会場の事をおっしゃっていただきましたが、ここは元来既にそういった環境の中で生息していた訳です。木曽岬干拓地の場合は、何百億円という投資をして、いろんな人たちの犠牲や努力のうえに人工的に造った土地で元来いなかったものですから、他の事例とは違うということを申し上げたいと思います。その辺りも踏まえていただき、当初の目的に向かって粛々と進めていただきたいと重ねてお願いをさせていただきたいと思います。

(2) 道路ネットワークについて

(木曽岬町長)

まず、鍋田川堤防の耐震補強工事につきましては、非常に厳しい状況の中で知事にご決断いただき、本当にありがとうございました。海抜マイナス地帯であり、やはり堤防が生命線ですので、是非、県管理の鍋田川右岸堤防につきまして格段のご配慮をいただき一年でも早く耐震補強工事が完成しますようにお願いしたいと思います。

町の発展や、木曽岬干拓地の土地利用に向けても、そこに通ずる道路が無ければ明日は無いと思っています。三重県においては、県道バイパスに着手いただき、国道 23 号線まで開通していただきました。そして更に北進の計画を進めていただいており、本当にありがたいと喜んでいるところです。

木曽岬町は、特に道路につきましては、愛知県と一体的な町です。 名古屋港の貨物コンテナ埠頭が供用されてから特に目立つと思うので すが、愛知県側の伊勢湾岸道路周辺に物流がどんどん入って来まして、 そういった物流業界の大型車両や、そこに通う通勤の車などが木曽岬 町内を通過するのが年々増え、騒音や振動などで沿線住民の生活環境 が非常に悪い状況になっており、本来名古屋第3環状線が担うべき役 割の一つと考えられる交通需要を、町道鍋田川線が担っている状況で あります。私どもとしては、この名古屋第3環状線と、木曽岬干拓地 への木曽岬側からのアクセス道路の二つが大きな課題でありますが、 愛知県さんにとっては、それほど優先度の高い道路でないため、非常 に時間がかかっている状況です。三重県と愛知県との木曽岬干拓地の 県境を決める時の経緯もありますので、愛知県さんにテーブルについ ていただき、私どもの願う道路のアクセスについて三重県の方からも しっかりと申し上げていただけるものだと思っています。名古屋第3 環状線の促進については、来月、弥富市の市長さんと三重県と一緒に なって愛知県庁へ要望活動に行く手筈をしています。愛知県は、伊勢 湾岸道路から国道 23 号へ、或いは国道1号から南下してくるのであれ ば、鍋田川区間は用地買収がそれほど必要ないと思われる区間なので、 そこを是非お願いしたいと思っています。そして、国道 155 号につい

ては優先度が下がったようですが、弥富市長さんも、是非木曽岬町と一緒にがんばろうとおっしゃっていただいておりますので、今度、愛知県庁へ行った時に、その辺りもお願いしようと思います。是非、三重県からも力強くアプローチをかけていただきたいと思っていますが、知事のお考えをお聞きかせください。

(知事)

名古屋第3環状線については、三重県からも愛知県に勿論今までも要望してまいりましたが、愛知県の事業ですから木曽岬町単独で或いは三重県と木曽岬町だけで要望するよりは、弥富市さんにも入っていただき要望した方が良いのではないかということでアレンジさせていただき、木曽岬町と弥富市と一緒に12月18日、愛知県の建設部長及び愛知県議会議長に合同要望を実施するよう調整を図りました。合同要望の時には県からもしっかりと木曽岬町の道路事情を伝え、早期整備が図られるよう愛知県に対して要望していきたいと思っています。

この名古屋第3環状線については、地盤改良を伴う工事で工事費が 割高となり事業費の確保に苦慮しているという愛知県からの説明も聞いておりますので、そのような事業促進のための道路予算の確保に向けた要望活動をしっかりしていかなければならないと思っています。

また、名古屋第3環状線の一部は国の交付金を活用した事業もありますので、直接的ではないにしても、社会資本整備に係る交付金や公共事業全般の国における予算の確保、全体枠の拡大についても国土交通省に対して要望していきたいと思います。

木曽岬干拓地へのアクセス道路については、とりわけ1対1対談で 町長から具体的にお話しを頂き、平成26年度からずっと愛知県と意見 交換を行っているところです。愛知県側からは、アクセス道路の必要 性は認識しているが、整備主体や効果、技術面について、少しハード ルが高いというような状況になっているとのことですが、木曽岬干拓 地の都市的土地利用を促進するための重要な事項であるということで、 早期事業化に向けて引き続き愛知県と意見交換を行い、しっかり働き かけをしていきたいと思っています。

(3) 町内に点在する自動車解体施設等(ヤード)に対する一体的対策 の実施について

(木曽岬町長)

木曽岬町内には、自動車解体等の作業場(ヤード)施設や、プラスチック製品置場が十数か所点在しています。整然と操業してみえる所も多々ありますが、一部、地域住民の方々に、道路の問題や環境の問題等、生活環境に非常に心配をいただいており、自治会、区長会でも、そういう意見をいただいております。これは町としての課題でもあり責任でもありますが、やはり、いろいろな複雑な問題をはらんでいま

す。それぞれ生業として、法に則り操業してみえますが、少し疑問を感じるようなこともあります。私どもも出来る限りの事はしておりますが、それぞれ県行政の関係機関の方々と連携を取っていただき、情報提供や適切なご指導をいただけないかと思いますので、その辺りについて知事のお考えをお聞きしたいと思います。

(知事)

ヤードが全国的にも不法滞在者の居場所になったり、盗難自動車の解体或いは不正輸出の作業場になったり、そういった犯罪の温床になりうる状況が問題視されているということもありますので、ヤードが犯罪の温床とならないよう、県警察とも連携して適正に対処していきたいと思っています。ヤードに立ち入るに当たっては、古物営業法あるいは自動車リサイクル法等関係法令が様々ありますので、関係機関と合同した立ち入りも行い、住民の皆さんが不安を感じないような努力をしっかりやっていきたいと思っています。

木曽岬町内のヤード 16 か所は、自動車リサイクル法の解体業の許可を有しているのが 8 か所、許可を持っていないのが 8 か所という状況です。許可を持っているヤードについては今年度 36 回、許可を持っていないヤードも 14 回立ち入り検査を実施しており、これは自動車リサイクル法と廃棄物処理法により立ち入り検査を行っています。 いずれも明確な法律違反は確認されていませんが、事業者は周辺住民の生活環境保全に配慮するということがそれぞれの法律にありますので、立ち入り検査などを行うことによって適正な指導をしていきたいと思いますし、日々の状況、情報というのは住民の皆さんや町の皆さんが持っているケースもありますので、しっかり連携をして情報収集をしながら取り組みを進めて行きたいと思います。